

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年7月6日

【会社名】 ホシデン株式会社

【英訳名】 Hosiden Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 古 橋 健 士

【本店の所在の場所】 大阪府八尾市北久宝寺一丁目4番33号

【電話番号】 (072)993-1010(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員社長室長 鶴 隆 文

【最寄りの連絡場所】 横浜市神奈川区入江一丁目14番25号

【電話番号】 (045)423-2201(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 堂 地 龍
(国内営業本部担当)

【縦覧に供する場所】 ホシデン株式会社 東京支社(国内営業本部)
(横浜市神奈川区入江一丁目14番25号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月29日開催の第72期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金55円 総額3,022,527,365円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更する。

(1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定める。

(2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設ける。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除する。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設ける。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役本保信二氏の補欠監査役として西村一紀氏並びに監査役種村隆行氏、丸山征克氏の補欠監査役として森正士氏を選任する。

第4号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役(社外取締役を除く)に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入する。

第5号議案 役員賞与支給の件

社外取締役を除く取締役4名に対し、業績等を勘案して、役員賞与総額50,000,000円を支給する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	454,632	973	0	(注) 1	可決 99.77%
第2号議案 定款一部変更の件	454,784	823	0	(注) 2	可決 99.80%
第3号議案 補欠監査役2名選任 の件					
西村 一紀	449,843	5,186	578	(注) 3	可決 98.71%
森 正士	454,496	1,111	0		可決 99.74%
第4号議案 取締役(社外取締役を 除く)に対する譲渡制 限付株式の付与のた めの報酬決定の件	433,135	21,752	720	(注) 1	可決 95.05%
第5号議案 役員賞与支給の件	435,092	19,795	720	(注) 1	可決 95.48%

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。